



入間市告示第204号

富山県及び石川県の一部の地域における入間市税に関する納期限等を次のとおり指定する。

令和6年7月3日

入間市長 杉 島 理一郎



入間市税条例（昭和32年条例21号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づく、令和6年1月24日付入間市告示第15号において、別途入間市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについては、令和6年7月31日とする。

都道府県名	指 定 地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町